

由利本荘市観光協会ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、由利本荘市観光協会（以下「観光協会」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「観光協会ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第2条 観光協会ホームページに掲載できる広告およびリンク先のホームページは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 観光協会ホームページの公共性および品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、風俗営業および個人の宣伝に関するもの
- (5) 観光協会の承認なく、観光協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、観光協会ホームページに掲載する広告として適当でないと観光協会が判断したもの

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、当該年の4月1日から翌年3月31日までとする。

2 当該年の途中から広告掲載を認められた場合の掲載期間は、掲載した日から当該掲載した日以後の最初の3月31日までとする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、観光協会が決定する。

(広告の掲載申込)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、由利本荘市観光協会ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、観光協会に申し込まなければならない。

- (1) 会社案内等申込者の概要がわかるもの
- (2) 掲載しようとする広告案
- (3) 前2号に掲げるもののほか、観光協会が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第6条 観光協会は、前条の規定による申込みがあったときは、その広告掲載の適否を審査し、掲載の可否を決定の上、由利本荘市観光協会ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知しなければならない。

2 観光協会は、必要があると認めるときは、申込者に対し広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告の掲載料金)

第7条 広告の掲載料金は、1枠当たり年額3万6,000円とする。

2 掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、観光協会の指定する期日までに前項の規定による掲載料金を一括して支払わなければならない。

3 広告の掲載期間の途中から広告掲載を認められた場合の広告の掲載料金は、広告を掲載した日の属する月からの月割とし、当該広告主は、一括して支払わなければならない。

(広告の作成および提出)

第8条 広告主は、観光協会の指示する仕様に従い広告主の負担で広告原稿を作成し、観光協会の指定した期日までに提出しなければならない。

(広告の内容変更)

第9条 掲載している広告の内容に関する変更は、原則として行わないものとする。ただし、URLの変更等、必要なものに関しては観光協会が認めた場合に限り変更できるものとする。

(広告の掲載中止)

第10条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を中止することができる。

2 前項の規定により広告の掲載を中止しようとする広告主は、中止しようとする日の10日前までに由利本荘市観光協会ホームページ広告掲載中止通知書(様式第3号)により観光協会に通知しなければならない。

(広告の掲載取消し)

第11条 観光協会は、次各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 広告主が第7条の規定による掲載料金を支払わないとき。

(3) 広告主が第8条の規定による広告原稿を提出しなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、広告の掲載を取り消す必要があると観光協会が判断したとき。

2 観光協会は、広告掲載の取り消しを決定したときは、由利本荘市観光協会ホームページ広告掲載決定取消通知書(様式第4号)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料金の返還)

第12条 既納の広告掲載料金は、原則として返還しない。ただし、観光協会が特に認めたときはこの限りでない。

(免責事項)

第13条 申込者は、次に掲げる理由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾しなければならない。

(1) ホームページの更新、修正等のための停止

(2) サーバーおよび通信回線等の点検、障害等による停止

2 前項各号の理由により広告の掲載が一定期間停止されたことによる掲載料金の返還、損害の賠償等を観光協会に請求することができない。

3 広告の掲載又は広告不掲載に関して生じた一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、観光協会は賠償する責を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は観光協会が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。